

日本国 首相官邸
内閣総理大臣 高市早苗 殿

お世話になっております。

添付の通り 労働基準法条文 一部追加提案書を送付させていただきます。

何卒 御思慮の上、閣内及び議会にて議題の一つとして議論して頂くことを
切に願う次第であります。

尚、貴殿に対する郵便物授受フローに沿った、安全面での検閲等を実施して頂いた後の
御拝読を頂いても構わないことを理解した上での郵便物の送付とさせていただきます。

〒001-0011

北海道札幌市北区北 11 条西 3 丁目 2 - 2 3 - 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：

日本国 首相官邸

内閣総理大臣 高市早苗 殿

労働基準法一部改訂

「請負労働契約」条文追加提案

主に欧米で基本的な主流の働き方であるジョブ型労働形態に移行しつつある昨今の雇用形態に於いて、従来より日本独特の年功序列型雇用の見直しに伴うジョブ型と位置付けされる働き方へ移行が進む中、既存の正規社員雇用形態は残しつつも、下記選択肢の労働契約をにあり、国内企業雇用形態の変化に伴い、下記条文を根拠とした労働基準法の一部追加改訂案を提示させていただきます。

* 労働基準法第 1 条

目的は、労働者が「人たるに値する生活」を営むための最低限の労働条件を保障し、労働者の生活と権利を保護すること

* 民法第 632 条

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

上記 2 法は関連しない種類の法律ではあるが、下記要因による現象の解決策としての民法上「請負」の名称を形式的に準用したものである

(原因)

- ① 従来からの終身雇用及び年功序列制により、入社時に於ける労働契約に於いて契約書に明記されていない働き方を余儀なくされるケース
- ② 労働価値に見合わない対価及び労働環境や処遇が生じているケース

(上記要因による現象)

- ① 労働者の仕事に対する働きがい意欲の減少傾向化
- ② 離職の一要因となっている現実

上記の原因とそれによる労働者の労働意欲及び職場環境を、労働基準法の目的でもある第1条の条文理解を含め、種を異にする民法第632条に於ける「請負契約」を諸事内容の形式的参照としたものであり、

*労働基準法に於ける罰則概論

*民法第632条の契約概論

双方の概念を逸する、新たな働き方の任意的選択肢として、労働基準法に追加記載する内容のもので、法的拘束力を有しない条文と御理解頂ければ幸いと存じます。

(提案概要)

選択肢としての請負労働契約の任意的条文化

尚、上記契約に関する報酬形態は下記形態へと移行すべきと提案

- * 職位職能給制度の廃止
- * 俸級制度の廃止
- * 請負労働契約の成立を以て、定めのある期間の報酬は決定する

但し、社会情勢に於ける従来よりの変動型納付保険料に付いては既存のままとする

尚、労働3法の労働基準法を中心にして 労働関係調整法に影響が生じる状況が予測される場合には、個々に見直しを行う
労働組合法についてはこの限りではない

(具体的契約事項)

1. 具体的な個別職種又は作業内容
2. 請負契約期間の定め
3. 新卒入社のみ 志望職種及び職種適正検査により、具体的職種又は作業を上記2の定めと共に契約することとする

上記3項目は契約必須事項とする

尚、今提案の請負労働契約を民法第 632 条を包含準用する場合には、
下記既存の福利厚生部分は敢えてオプションとして扱うべきでもある

(オプションとしての具体例)

- ① 健康保険組合への加入(企業責任必須明記項目)
- ② 労働災害保険への加入(企業責任必須明記項目)
- ③ 公的年金保険への加入(企業責任必須明記項目)
- ④ 休憩・休暇等の明記事項(企業責任必須明記項目)
- ⑤ 労働組合への加入(労働者の任意加入)

上記①③は既存通りの折半割合とし、②については既存の企業負担のみとする

* 国民皆保険

* 公的年金

* 人権及び労働者の権利

上記は日本国憲法の礎であり死守すべき事項であるが故、
オプションとしての契約明記時には細心の注意を払うのが至極当然でもる

(請負労働契約による労働者側意識)

自分には何が出来るかを明確にしておくことが必要となるが、契約時に明記記載ある事項
については確実に保証される利点が予想される

以上

令和8年3月30日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23 ノースタウンハウス 222

連絡先：

高桑 広仁